

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	10-1
処分の種類	家畜市場の登録の取消			
根拠法令条例等・条項	家畜取引法第18条第1項			
処分の概要	家畜市場開設者が家畜取引法に規定する登録できない基準に該当することとなった場合の市場登録の取消。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】家畜取引法第5条、第10条</p> <p>1 家畜商法第7条第2項第1号に該当し免許を取り消されて、2年を経過していない場合</p> <p>2 禁錮以上の刑に処せられた者又は家畜取引法、家畜商法、家畜伝染病予防法に違反し罰金に処せられた者は、2年を経過していない場合</p> <p>3 法人で役員のうち、上記2項に該当する場合</p> <p>4 家畜市場を開設し、運営するのに必要な資力信用を有しなくなった場合</p>			
基準の制定根拠	—			